

かほく市では平成 20 年 6 月 1 日から、住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、毎年住宅における設置状況等の調査をしております。

調査の結果、設置義務前に建てられた住宅で、寝室及び寝室がある階の階段（避難階を除く）に、住宅用火災警報器を設置されていないことが多く、かつ電池切れや故障も確認できました。

就寝している深夜の時間帯は、死者数が全国の統計上、多くなっておりますので、命を守るため住宅用火災警報器の設置をお願いします。

また、住宅用火災警報器は電池の寿命が約 10 年となっておりますので、点検鵜や電池交換をお願いします。

### 【奏功事例】

令和 6 年、就寝中に住宅用火災警報器が作動し、家主が警報音で火災に気が付き、自宅の消火器で消し止め、ぼや火災ですんだ事例がありました。

